

くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合わせ先へご確認ください。

市役所 総合案内 TEL 974-3111 FAX 973-9819

資産税課

☎973-5394

① 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

平成27年度「土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿」を次のとおり縦覧に供します。

【縦覧期間】 4月1日(水)～6月1日(月)

※土・日曜日及び祝祭日を除く
午前8時30分～午後5時15分
(正午～午後1時を除く)

【縦覧場所】 資産税課(本庁舎2階)

【縦覧者】 市内に土地・家屋を有する固定資産税の納税者(納税管理人も含む)、又はその代理人(委任状が必要) ※縦覧者は印鑑及び本人確認のための納税通知書、運転免許証等が必要です。なお、納税通知書が5月14日までに届いていない方は、資産税課までご連絡下さい。

② 平成27年度固定資産税第1期の納期が変わります

固定資産の評価替のため、平成27年度の固定資産税の納税通知書は、5月1日(金)の発送(例年は4月1日)となります。それに伴い第1期の納期限が6月1日(月)に変更となります。

また、各期の納付期限は次のとおりです。

第1期	平成27年6月1日(月)迄
第2期	平成27年7月31日(金)迄
第3期	平成27年12月25日(金)迄
第4期	平成28年2月29日(月)迄

③ 家屋を取り壊した時の届け出について

家屋の全部または一部を取り壊した時は、資産税課へ「家屋滅失届出」を提出してください。地方税法の規定により賦課期日(毎年1月1日)が定められており、家屋を取り壊しても届け出が無い場合は、翌年度以降も引き続き固定資産税が課税される場合がありますので、早めの届け出をお願いいたします。

なお、届け出の様式については資産税課窓口またはホームページ上からのダウンロードにより入手できます。

※うるま市ホームページ各課の案内
↓資産税課↓固定資産税について↓家屋の各種手続きについて↓滅失届書

【お問い合わせ】 資産税課

☎973-5394

特定用途制限地域の変更(案)の縦覧及び意見募集

特定用途制限地域の指定を予定している与那城地域全域と既に指定されている石川・具志川・勝連地域における変更について、住民及び利害関係人に周知しその意見を反映させるため、変更する理由を添えて公衆の縦覧に供するとともに意見を募集いたします。

※特定用途制限地域とは用途未指定地域において、良好な環境に支障を与える(又は、与える恐れのある)建築物等の用途を制限する地域です。

※制限内容の詳細は、都市計画課または市ホームページでご確認ください。

【縦覧期間】 4月17日(金)～5月1日(金)【対象】 住民及び利害関係人

【縦覧時間】 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く)

【縦覧場所】 うるま市役所都市計画課(うるま市石川石崎一丁目1番)

【対象者】 住民及び利害関係人

～住民説明会を開催します～

上記の変更について市民の皆様の意見を聴取するため、次のとおり説明会を開催します。

● 与那城地域の指定について

4月10日(金)午後7時～ 上原公民館(与那城上原79番地)

4月13日(月)午後7時～ 与那城庁舎 3階 第二会議室

※両日とも同じ内容です。都合の良い日にご参加下さい。

● 石川地域の変更について

4月14日(火)午後7時～ 石川保健相談センター2階ホール

● 具志川地域、勝連地域の変更について

4月15日(水)午後7時～ 健康福祉センターうるみん3階視聴覚室

都市計画決定案の縦覧について

勝連南風原地区における都市計画決定(景観地区の指定)の案について、住民及び利害関係人に周知することを目的に、理由を添えて公衆の縦覧に供するとともに意見を募集いたします。

※案の詳細については、都市計画課または市ホームページでご確認ください。

【縦覧期間】 4月13日(月)～27日(月)

【縦覧時間】 午前8時30分～午後5時15分

(土、日、祝日を除く)

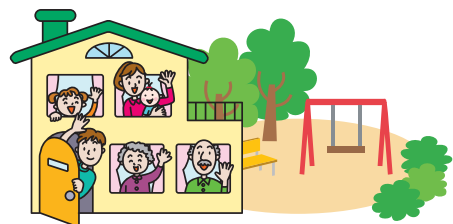
【縦覧場所】 都市計画課

(うるま市石川石崎一丁目1番)

南風原公民館

(うるま市勝連南風原255番地)

【対象者】 住民及び利害関係人



【お問い合わせ】 うるま市役所石川庁舎 都市計画課 (うるま市石川石崎一丁目1番)

☎965-5620 FAX 965-3565 メールアドレス tokei-ka@city.uruma.lg.jp